

CHIBA・HIGASHI ROTARY CLUB

地区テーマ

元気なクラブを目指して

第 1016 回

2014. 4. 21



Weekly Report

国際ロータリー会長 ロンD. パートン
2790 地区ガバナー 関口 徳雄
第3分区Aガバナー補佐 並木 鷹男
会長 吉田 宏一
幹事 鳴海 寿裕

市川シビックRCとの合同例会

場所：市川グランドホテル 18：30点鐘



会 長 挨 拶

市川シビックRC

辰田 享一 会長



皆さん、今晚は。千葉東クラブの皆様、お寒一中、また足下の悪い中、市川までおいで頂き誠にありがとうございます。

そして、藺浦様には今週オバマ大統領が来日するという慌ただしい中、時間を作って頂き、ありがとうございます。

また、卓話の前にTPP、そして領土問題をわかりやすくお話し頂き、とても興味深かったです。

この夜間合同例会は、当初3クラブで持ち回りで

開催され、途中から2クラブで運営されています。

クラブの会員数や、例会の曜日、時間もほぼ同様な2クラブです。

1年に1度の機会ですが、とても楽しみにしております。

我々の例会は、千葉東クラブさんの例会に比べると多少見劣りしますが、そこは、各テーブルの当クラブ会員の「オモテナシ」の心で、カバーしたいと思いますので、時間まで大いに歓談し、盛り上がってください。

最後に、両クラブの関係がこれからも未来永劫続く事を祈念し、会長あいさつとさせていただきます。

千葉東RC

吉田 宏一 会長



皆さん、こんばんは。

市川シビックの皆様、本日はお世話になります。宜しく願い致します。

藺浦先生の卓話、大変ありがとうございました。益々のご活躍を期待しております。

毎年、この時期になりますと、分区の枠を超えての市川シビック様との合同例会が楽しみのひとつになっております。

今年度も、残すところ2ヶ月余りとなりました。今年度は、こちらの分区から、関口ガバナーが出られましたので、この一年間、何かとお忙しかった事と拝察致します。

次年度は、私共の分区から、宇佐見ガバナーが出ますので、29日の「研修セミナー」の準備等で、今度は千葉東が忙しくなる番でございます。次年度へのご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、当クラブは、次々年度に創立25周年を迎えます。市川シビック様も「25周年」かと思えます。当クラブは、「25周年記念事業」と「記念式典」を計画しております。お互いに輝かしい「25周年」を目指して、協力し合って参りたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

ゲ ス ト 卓 話

衆議院議員 藺浦 健太郎 様



若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応について

若者の「使い捨て」が疑われる企業等では、労働基準法等の法令違反やパワハラ等の存在等が想定される。

厚生労働省では、次のような対策を実施している。

◆ 過重労働対策

過重労働が疑われる事業場に対し、重点的に監督指導等を実施。

◆ 賃金不払い残業対策

賃金不払いは労働基準法違反であり、是正を勧告。

◆ 職場のパワーハラスメント対策

ウェブサイトやパンフレット等を活用し、予防・解決に向けた周知を実施。

セミナー等を実施し、労使の取組を支援。

◆ 若年者雇用対策

一定の基準を満たした地域の優良な中小、中堅企業が「若者応援企業」を宣言する等の取組を実施（「若者峰円企業宣言」事業）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化について

1. 組の強化の経緯

- (1)若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること
- (2)日本再興戦略において、若者の活躍促進の観点から「過重労働や賃金不払残業など若者の『使い捨て』が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する」とされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化。

2. 取組の強化の内容

- (1)長時間労働の抑制に向けた、集中的な取組の実施
- 平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所等に対し、重点的な監督指導を行い、12月に監督実施状況を公表。併せて、使用者団体及び労働組合に職場環境の改善の取組を要請。

<違反状況>

- ① 違法な時間外労働があったもの: 41事 (43.8%)
- ② 賃金不払いがあったもの:1221 (23.9%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が実施されていないもの:71事業場(1.4%)

<違反・問題等の主な事例>

- ① 長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月80時間を超える時間外労働が認められた事例
- ② 社員の7割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていないか

った事例

③ 月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例

○ 上記の監督の結果、違反・問題等が認められた事業所に対しては、是正勧告書等を交付し、指導。

○ 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応(送検した場合には、企業名等を公表)

(2)相談へのしっかりとした対応

○平成 25 年 9 月 1 日(日)に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する「無料電話相談」を実施。

※ 1.044 件の相談を受付。

主な相談内容は、①賃金不払残業 560 件(53.6%)、

②長時間労働・過重労働 416 件(39.8%)、③パワーハラスメント 163 件(15.6%)

○平成 25 年 9 月 2 日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

○新卒応援ハローワークにおいて、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、労働基準監督署と連携した対応を行う。

(3)職場のパワーハラスメントの周知・啓発を徹底

○パワーハラスメントにより若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発。

3. 今後の取組(平成 26 年度予算の概要)

(1)「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置

○夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談ダイヤル(仮称)」を設置する。

(2)「在職者向け相談窓口」の設置

○「わかものハローワーク」等において、職場における悩み等に関する相談に対応する「在職者向け相談窓口」を設置し、必要に応じ、関係機関へ誘導する。

(3)「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の設置

○労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件ポータルサイト(仮称)」を厚生労働省ホームページに設置し、労働者に対する情報発信を行う。

(4)大学等での法令等の周知啓発

○大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。

離職率など就職関連情報の公開促進

○大学生等は、就職活動において優良な中小企業の情報を入手することが容易ではなく、早期からこれらの企業に目を向けることが少ない。

○若者の採用育成に積極的な中小企業が各地に存在するにもかかわらず、これらの企業が大企業のように個別に自社の情報を学生に PR することが容易ではない状況。

→若者が必要な企業情報を十分に入手せずに就職してしまうこと等から、若者が抱いていたイメージと現実とのギャップに苦しみ、早に離職してしまうことがある

○企業による自発的で積極的な就職関連情報の公開により、学生等が就職活動において、企業選択をしやすい環境を醸成

○若者と中小企業とのマッチングを促進し、若者の職場定着率が向上

「若者応援企業宣言」事業

平成 26 年 2 月末現在:5,583 社

○若者の採用・育成に積極的な中小企業が各地域に存在するにもかかわらず、これらの企業が大企業のように個別に自社の情報を学生に PR することが容易ではない状況。

若者の採用・育成に積極的で、一定の基準を満たした地域の中小企業が「若者応援企業」を宣言

≪「若者応援企業」宣言基準≫

1. 若者対象のいわゆる正社員求人ハローワークに提出すること

2. 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること

3. 就職関連情報を開示していること

4. 労働関係法令違反を行っていないこと

5. 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと

6. 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと

7. 助成金の不支給措置を受けていないこと

① 社内教育、キャリアアップ制度等

② 過去 3 年度分の新卒者の採用実績及び定着状況

③ 過去 3 年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35 歳未満)の採用実績と定着状況

④ 前年度の有給休暇および育児休業の実績

⑤ 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策についての提言等（時系列）

1. 今後の我が国の成長を支える若者・女性・高齢者の就業の在り方に関する宣言

（平成25年4月19日自由民主党雇用問題調査会）

正社員希望者の初職での正社員割合「100%」を目指すための取組の強化

3 早期離職防止のための取組の強化

②若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策を強化する

1) 若者からの情報提供・相談をうけつける相談窓口を開設し、特に問題のある企業等については、就労斡旋の停止を含め、入職を抑制する方策等を検討する。

2) 雇用保険データやハローワーク利用者等からの苦情や通報を端緒に離職率が極端に高い企業等を把握し、雇用管理指導等を行う。

3) サービス残業など法違反が疑われる企業等に対しては、労働基準監督署が立入調査等を行うとともに、重大・悪質な違反をする企業等に対しては、司法処分により厳正に対処し、公表を行う。さらに、法違反により過労死などの重大な労働災害を繰り返して発生させた企業・事業所名の公表について検討を行う。

労働局ハローワークによる「若者応援企業のPR、重点マッチングの実施

・魅力的な求人票・企業PR資料の作成指導、ハローワークが連携している大学等への企業PRの実施
・企業説明会、就職面接会の開催

2. 日本再興戦略

（平成25年6月14日閣議決定）

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

・過重労働や賃金不払残案など若者の「使い捨て」が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。

3. J-ファイル 2013 総合政策集

（平成25年6月20日自由民主党）

276 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

正社員として就職した若年者の早期離職の発生防止や若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策を強化します。

- 創立：1991年1月21日
- 認証：1991年3月6日
- 例会場：ホテルニューオータニ幕張
- 点鐘：毎月曜日 18：30

事務局：千葉市稲毛区穴川 3-5-27 上総ビル 303
TEL 043(251)2790 FAX043(251)2726

Email：chiba-higashi_rc@jazz.odn.ne.jp

URL：<http://www.chiba-higashi.jp/>

発行 千葉東ロータリークラブ 会報委員長 小沼 和浩